三　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限り、プラットフォームを有しない降下式乗込装置に連結せずに乗り込むことができるものを除く。）

（固型救命いかだ）

第二十三条　固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること（第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

二　（略）

三　上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること（次項に規定する自動復原固型救命いかだ及び第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

四～六　（略）

2　上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

4　（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二　降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。ただし、水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。第八号及び第九号において同じ。）であつて、当該船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、救命いかだに安全かつ迅速に乗り込むことができるものにあつては、この限りでない。

三～七　（略）

八　プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものを除く。）にあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

九　プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものに限る。）であつて、当該降下式乗込装置の降下路の下部に当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができる装置を取り付けるものにあつては、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（固型救命いかだ）

第二十三条　固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること。

二　（略）

三　上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること。

四～六　（略）

2　上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

4　（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二　降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。

三～七　（略）

八　プラットフォームを有しないものにあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（新設）